松前町要介護認定等に係る情報提供制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊予地区介護認定審査会が行う松前町の要介護認定等に係る資料を本人、家族その他の関係者に提供することにより、被保険者の心身、環境、医療等の状況に応じた最適な介護サービス計画の作成を図り、これに基づく良質な介護サービスの提供に資するとともに、当該資料に関する個人情報を保護するための情報提供制度(以下「情報提供制度」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(提供対象資料)

- 第2条 情報提供制度により提供を行う資料は、次に掲げるものとする。ただし、第2 号の資料については、同資料中の介護サービス計画作成に利用されることの同意欄について、主治医の同意がある場合に限り、提供の対象とする。
 - (1) 認定調査票(特記事項及び概況調査部分を含み、調査実施者が特定される部分を除く。)
 - (2) 主治医意見書
 - (3) 認定審査会記録

(提供対象者)

- 第3条 情報提供制度による資料の提供は、次の各号に掲げる者に対し、その者からの 申出に基づいて行うものとする。
 - (1) 前条の資料に係る被保険者(以下「本人」という。)
 - (2) 本人の親族
 - (3)本人と居宅介護支援の提供に関する契約を締結し、又は締結を予定している居 宅介護支援事業者
 - (4)本人と施設介護サービスの提供に関する契約を締結し、又は締結を予定している介護保険施設
 - (5) 本人と特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結し、又は締結を予 定している特定施設入居者生活介護事業者
 - (6)本人と地域密着型介護サービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く。)の提供に関する契約を締結し、 又は締結を予定している地域密着型サービス事業者
 - (7) 松前町在宅介護支援センター事業実施要綱(平成13年4月1日施行)第3条 の規定により松前町から委託を受けた在宅介護支援センター
 - (8) 本人の法定代理人

(申出の手続)

第4条 前条の規定による申出を行おうとする者(以下「申出者」という。)は、要介護認定等の資料提供に係る申出書(別記様式。以下「申出書」という。)の申出者欄、被保険者欄及び提供資料欄に必要事項を記載した上で、本人同意欄で申出者との関

係を証するものとする。

- 2 申出者は、申出書の本人同意欄に松前町が資料を提供することに同意する旨の本人 の署名を受けなければならない。ただし、申出者が本人の場合は、同欄への記載を要 しない。
- 3 申出者は、前2項の規定により作成した申出書を、町長が必要と認める書類と供 に提出しなければならない。
- 4 申出者は、前項の申出を行う場合においては、自己が前条各号に規定する者であること(前条第3号、第4号、第5号、第6号又は第7号の場合にあっては、職員その他の従業員であることを含む。)を証する書類を提示しなければならない。

(資料の提供)

- 第5条 町長は、前条の規定による申出があったときは、第3項又は第4項に該当する場合その他その場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申出に係る資料を閲覧に供し、又はその写し(第2条第1号の資料については、調査実施者が特定される部分を覆って複写したもの)を交付する。
- 2 前項の規定により交付する写しの部数は、同一の申出者につき対象者の要介護認定 期間中に1部に限るものとする。
- 3 資料は、当該資料に係る本人の要介護認定等について、伊予地区介護認定審査会の 審査判定が終了するまでの間は、提供することができない。
- 4 町長は、第1項の規定により資料の提供を受ける者に対し、当該資料の写しの作成 及び送付に要する実費を負担させることができる。

(資料の提供を受けた者の遵守事項)

- 第6条 情報提供制度による資料の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 提供を受けた資料に係る本人の情報(以下「本人情報」という。) 又は本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を本人の介護サービス計画の作成又は介護サービスの提供以外の目的に使用しないこと。
 - (2) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の 者に知らせ、若しくは提供し又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得 ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと。
 - (3) 資料の提供を受けた者(第3条第3号、第4号、第5号、第6号又は第7号に 掲げる者に限る。)の職員その他の従業者又は職員その他の従業員であった者 が、前2号の規定を遵守するよう必要な措置を講ずること。
 - (4) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画の作成又 は介護サービスの提供以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
 - (5) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失し、又は破損しないよう適正に保管 するとともに、その資料を紛失し、又は破損した場合は、直ちに本人に連絡 し、その指示に従い善処すること。
 - (6) 本人との居宅介護支援、介護サービスの提供に係る契約関係が終了した場合

その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該 資料(複写し、又は複製したものを含む。)を本人に提供し、又は責任を持っ て廃棄すること。

- (7) 本人又は松前町から写しの交付により提供された資料の提示又は提出若しく は返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。
- 2 申出者は、第4条第3項の規定による申出を行うに際して、前項各号に規定する事項の遵守を約さなければならない。
- 第7条 町長は、情報提供制度による資料の提供を受けた者が前条第1項各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、それ以降の情報提供制度による資料の提供を行わないことができる。
- 2 町長は、前項に規定する者が愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関 する基準等を定める条例(平成26年愛媛県条例第23号。)第26条、愛媛県指定 介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛 媛県条例第64号。) 第36条、愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並び に運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第65号。)第36条、愛 媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4年愛媛県条例第66号。) 第35条、愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号。)第2 36条において準用する同条例第35条又は松前町指定地域密着型サービスの事業 の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年松前町条例第2号。) 第109条若しくは第129条若しくは第150条若しくは第204条において準 用する同条例第36条若しくは第175条の規定に違反すると認めたときは、介護保 険法(平成9年法律第123号。以下同じ。)第77条第2項、第78条の10第1 項、第84条第2項、第92条第2項、第103条第5項又は健康保険法等の一部を 改正する法律(平成18年法律第83号。)附則第130条の2第1項の規定により なおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法 第114条第2項の規定による措置をとることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。